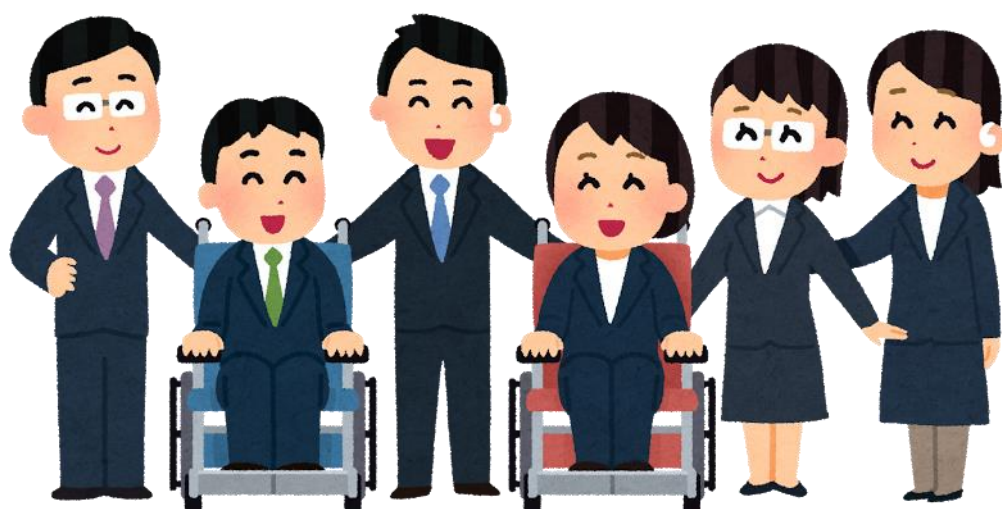


長井市移動支援事業利用の手引き



令和2年4月1日

長井市福祉あんしん課 生活支援係

目次

- 1.移動支援事業について
- 2.対象となる外出の範囲
- 3.対象とならない外出の範囲
- 4.対象者
- 5.利用回数
- 6.利用者負担
- 7.サービス単価
- 8.身体介護の有無の判断基準
- 9.サービス利用の流れ
- 10.サービス提供事業所
- 11.相談支援事業所



1.移動支援事業について

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障がいをお持ちの方が、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出、障がい福祉サービス事業所への通所などを行えるように外出の支援を行う事業です。

2.対象となる外出の範囲

(1)社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

- ・市役所での各種手続き、相談等のための外出
- ・郵便局、銀行等金融機関の利用のための外出
- ・医療機関への受診、相談のための外出
- ・買い物や、レジャー、レクリエーション、スポーツ観戦のための外出
- ・映画鑑賞や観劇などのための外出
- ・各種イベントや研修会に参加するための外出
- ・冠婚葬祭
- ・その他上記に準ずる外出

※利用したい外出が対象となるかわからないときは、お気軽にお問い合わせください。

(2)下記障がい福祉サービスを利用するための通所

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援
- ・日中一時支援事業
- ・地域活動支援機能強化事業
- ・放課後等ディサービス
- ・児童発達支援

3.対象とならない外出の範囲

- ・通勤、営業活動等経済活動に伴う外出
- ・社会通念上適当でないと認められる外出
(例:ギャンブル、飲酒を目的とした外出)
- ・宗教、政治活動、特定の利益を目的とする
団体活動のための外出



4.対象者

(1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
長井市に住所を有する在宅の障がい者等で、外出時に支援が必要な次の状態にある方

対象要件
①視覚障害1級又は2級の方
②下肢機能、移動機能、体幹機能障害1級又は2級の方
③障害者総合支援法の対象となる難病をお持ちの方で、②の要件と同程度の障がいをお持ちの方
④療育手帳Aをお持ちの方
⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
⑥障がい児

(2) 障がい福祉サービス事業所への通所
移動サービスがなければ、通所サービスの利用に支障が生じると認められる方で、次の状態にある方

対象要件
①第1種身体障害者手帳をお持ちの方
②障害者総合支援法の対象となる難病をお持ちの方で、①の要件と同程度の障がいをお持ちの方
③療育手帳をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
⑤障がい児

5.利用回数

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
月8回以内
- (2) 障がい福祉サービス事業所への通所
利用する通所サービスの通所利用日以内



6.利用者負担

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
サービス単価の1割 ※生活保護を受けている方は免除されます
その他、支援する方に料金が発生したとき(電車やバスに乗る、美術館に入る等)は、別途利用者負担が発生する場合がありますので、あらかじめ事業者と相談をしてください。

(2)障がい福祉サービス事業所への通所
利用者負担なし

7.サービス単価

サービス単価は下記のとおりです。

	身体介護を要する	身体介護を要さない
30分未満	2,300円	800円
30分以上1時間未満	4,000円	1500円
1時間以上1時間30分未満	5,800円	2250円
1時間30分以上 (30分毎に)	6,550円に30分増すごとに750円加算	2,950円に30分増すごとに750円加算

8.身体介護の有無の判断基準

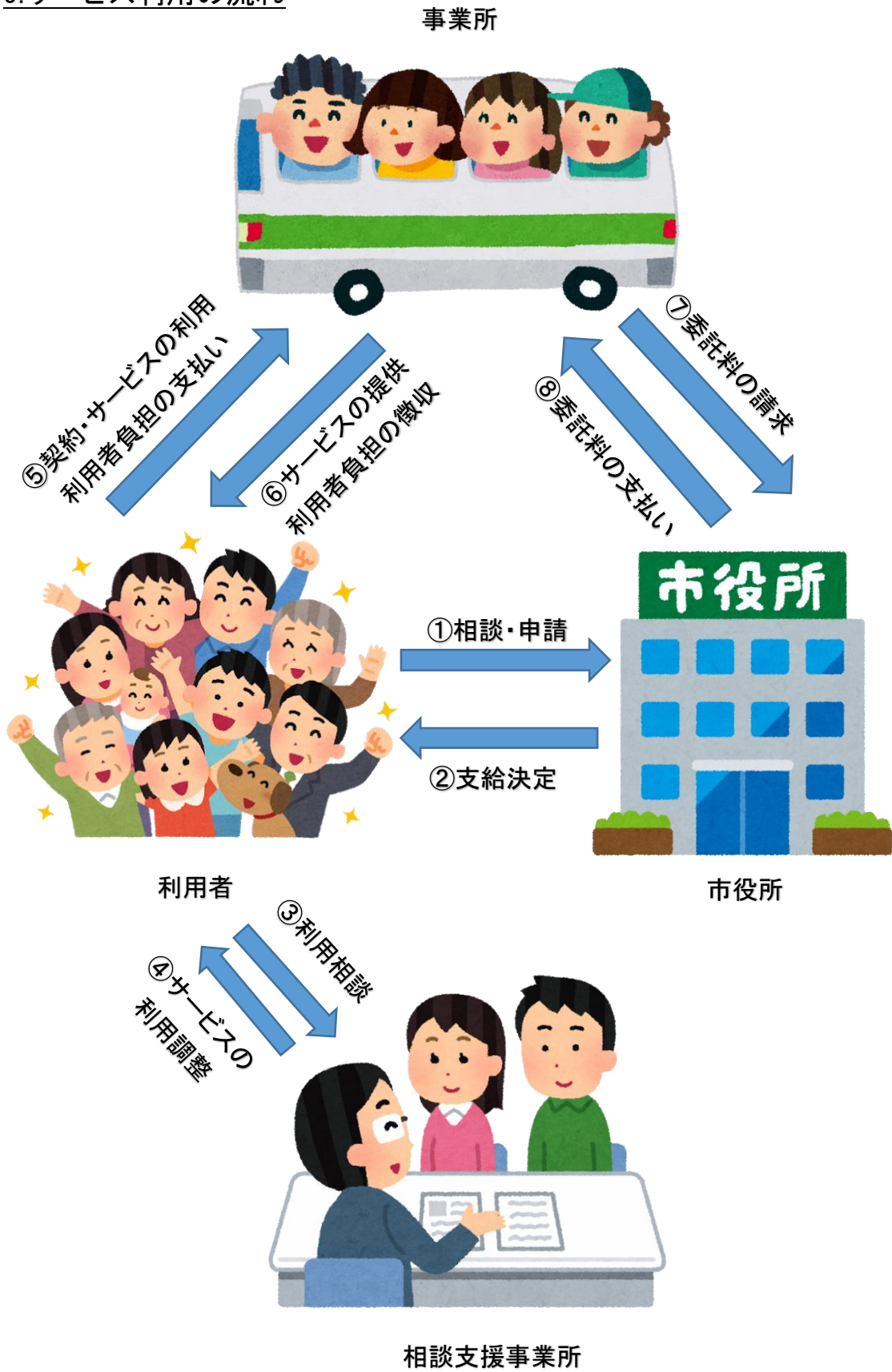
身体介護の有無については、障害者総合支援法に基づく居宅介護の通院等介助の対象者の判断基準の例によって判断しています。

区分	判断基準
身体介護を要する	・障害支援区分が「2」以上で障害支援区分の調査項目において、次のいずれか1つ以上に認定されている方 <input type="checkbox"/> 「歩行」:「全面支援」、 <input type="checkbox"/> 「移乗」:「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」 <input type="checkbox"/> 「排尿」:「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」 <input type="checkbox"/> 「排便」:「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」 <input type="checkbox"/> 「移動」:「見守り等」、「部分支援」、「全面支援」
身体介護を要さない	・上記以外の方

※障害支援区分の認定を受けていない方については、障害支援区分認定調査を行わせていただき判断します。



9. サービス利用の流れ



10.サービス提供事業所

移動支援事業のサービスを受けることができます。下記にない事業所を利用されたい場合は、別途ご相談ください。

事業所名	住所	電話番号	利用できる外出の種類	
			余暇等	通所
医療法人杏山会 ライフサポート 杏の里	993-0075 長井市成田1878-2	87-8008	要相談	○
特定非営利活動法人 さわやかサービス	993-0083 長井市大町13番3号好人荘201号	84-2076	要相談	○
特定非営利活動法人 ゆにぷろ	992-0351 東置賜郡高島町大字高島328番地1	0238- 52-5679	○	-
特定非営利活動法人 はーとサービス川西	999-0152 東置賜郡川西町大字上奥田3879	0238- 48-2750	要相談	○
障がい者移動支援サー ビスセンター南陽の里	992-0472 南陽市宮内1204番地の3	0238- 59-1030	○	○
ニチイケアセンター 米沢	992-0012 米沢市金池5-13-21	0238- 26-5222	○	-

11.相談支援事業所

サービスの利用、調整などについて相談することができます。

事業所名	住所	電話番号
ライフサポート 杏の里	993-0075 長井市成田1878-2	0238-87-8008
サポートセンターおきたま	993-0016 長井市台町4-24	0238-88-5357
特定非営利活動法人 あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8-1	0238-87-8888

【問い合わせ先】

〒993-8601 長井市ままの上5番1号 電話 (0238)87-0686
長井市福祉あんしん課生活支援係 FAX (0238)83-2601